

フラット35つなぎローン（住宅融資保険付）



商品名	フラット35つなぎローン（住宅融資保険付）
商品の特徴	フラット35のご融資（住宅が完成した後に抵当権の設定と同時に実行）に先行して必要となる土地を取得する資金や住宅の建築着工金、中間金支払資金等について、フラット35が実行されるまでの間、別のローンを一時的にお借入いただく融資のことで、フラット35の仮承認額の範囲内で最大5回に分けて「証書貸付の分割貸付」という借入方法でつなぎローンをご利用いただけます。
保証会社	独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険 ※保険料はお借入金利に含まれています。
お使いみち	当行が指定する住宅業者から購入する住宅または新築する住宅（建築条件付き土地購入を含む）に係るフラット35のつなぎ資金
対象となる住宅の条件	フラット35に準じます。
ご利用いただける方	当行のフラット35買取仮承認通知書発行済みで当行でフラット35をお借入いただくお客さま
お借入金額	200万円以上8,000万円以下（1万円単位）で買取仮承認金額の範囲内
お借入期間	1年以内
ご融資形式	証書貸付（分割貸付） お客さまから、消費者ローン契約書（フラット35つなぎローン専用分割貸付契約証書）を当行に差し入れていただくことにより、1通の契約書で最大5回に分割してお借入をしていただく方法です。 各回のご融資金額は、工事の進捗状況に照らして当行が妥当とする金額の範囲内とします。
利息支払方法	お借入時に一括して先払いしていただきます。
お借入金利	初回お借入日における変動金利型住宅ローン店頭揭示基準金利に0.5%を上乗せした金利を適用する固定金利方式 1. 基準金利は店頭に掲示しています。 2. 基準金利は、原則として毎月16日から翌月15日までの間は同一ですが、期間内に変更する場合があります。 3. お借入金利は、申込日ではなく初回借入日の基準金利により決定します。 4. 初回借入日以降および借入期間中に基準金利が変更されても既に実行済みローンの金利および2回目以降のお借入金利の変更は行いません。
遅延損害金	年14.0%（1年を365日とし、日割りで計算します。） ※約定返済日に元利金の返済が遅れたときに、遅延している元金に対して約定返済日の翌日から返済日（遅延改善日）まで適用されます。
お借入日	随時
ご返済日	フラット35の融資実行日がご返済日となります。 建物の工事の遅延等によりフラット35の融資実行日が変更される場合には、事前にご相談下さい。
ご返済方法	フラット35でお借入された融資資金により一括してご返済いただきます。
保証人	不要です。
担保	不要です。
融資手数料	初回融資実行時のみ55,000円（消費税を含む） ※繰上返済の場合にも返戻されません。 ※複数回のお借入をされる場合であっても2回目以降は不要です。
その他手数料	返済条件（借入予定日、借入金額、返済期日等）の変更手数料6,600円（消費税含む） ※返済期日前に融資を実行して完済する繰上返済手数料は不要です。
団体信用生命保険への加入	付保しません。
ご用意いただく書類	1. 印鑑証明書 2. 住民票（本籍と個人番号の記載のない家族全員記載あるもの） 外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書で永住が確認できる書類 3. 工事請負契約書または売買契約書、重要事項説明書 ※所要資金の総額を疎明する分が必要です。 4. 建築確認申請書（1～5面）および確認済証 ※申込時に未作成の場合は、ご融資実行までにご提出ください。 5. 担保物件確認資料（公図、地積測量図、謄本、配置図、平面図、立面図 等）
その他参考となる事項	1. 当行が指定する住宅業者については窓口にお問い合わせください。 2. お借入金利は店頭にてご確認ください。 3. 申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。 審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。 4. その他ご不明な点は窓口にお問い合わせください。